

1 平成29年度財源率等に関する事項(共済組合)

(単位:千分率)

		一般組合員等 <small>(一般職・特別職・特定消防組合員・市町村長組合員)</small>	70歳以上の 一般組合員等 <small>(後期高齢適用者を除く)</small>	後期高齢適用者 <small>(原則、75歳以上の組合員)</small> (長期組合員)	継続長期組合員 (退職派遣者等)	職員団体 専従者
短期	掛金率	標準報酬月額 49.02	49.02	2.11	—	49.02
	負担金率	標準報酬月額 49.02	49.02	2.11	—	49.02
	短期給付に係る特別財政調整事業の調整負担金率	標準報酬月額 0.20	0.20	—	—	0.20
	育児・介護休業手当金に係る公的負担金率	標準報酬月額 0.06	0.06	0.06	—	0.06
介護	掛金率	標準報酬月額 7.08	—	—	—	7.08
	負担金率	標準報酬月額 7.08	—	—	—	7.08
(保 社 健)	掛金率	標準報酬月額 1.72	1.72	—	—	1.72
	負担金率	標準報酬月額 1.72	1.72	—	—	1.72
厚生 年 金 保 険	組合員 保険料率	標準報酬月額 H29.8 88.16	—	—	88.16	88.16
		標準報酬月額 H29.9 89.93	—	—	89.93	89.93
	負担金率	標準報酬月額 H29.8 88.16	—	—	88.16	88.16
		標準報酬月額 H29.9 89.93	—	—	89.93	89.93
	基礎年金拠出金に係る公的負担金率	標準報酬月額 37.7	—	—	37.7	37.7
退職 等 年 金	掛金率	標準報酬月額 7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
	負担金率	標準報酬月額 7.5	7.5	7.5	7.5	7.5
経過 的 長 期	負担金率	標準報酬月額 0.1122	0.1122	0.1122	0.1122	—
厚生年金保険給付等追加費用率 ※釧路市、北見市を除く		昭和37年12月1日以後設立の所属所	20.3	「追加費用率20.3‰」		
		上記以外の所属所	22.2	「追加費用率20.3‰」×「支給率に基づく補正率1.092」 (小数点以下4位未満の端数を切上げ)		
経過的長期給付追加費用率等 ※釧路市、北見市を除く		昭和37年12月1日以後設立の所属所	0.8	「追加費用率0.8‰」		
		上記以外の所属所	1.2	「追加費用率0.8‰」×「支給率に基づく補正率1.092」 (小数点以下4位未満の端数を切上げ) +「恩給条例給付負担金(払込金)相当分0.3‰」		
事務費		組合員1人当たり月額947円(年額11,370円÷12月(3月調定時は端数調整のため953円))				
特定健診等に係る地方公共団体負担金		組合員1人当たり年額282円×各所属所組合員数 ※組合員数については、平成29年4月1日の人数				

※ 「後期高齢適用者」は、短期給付は原則適用除外ですが、適用となる育児休業手当金・介護休業手当金に係る率を記載しています。

※ 経過的長期給付追加費用率に加算している恩給条例給付負担金(払込金)相当部分については「0.3‰程度」と見込まれ、厚生年金保険給付等追加費用及び経過的長期給付追加費用の請求額は、当組合の請求時点(7月)の基礎数値をもって確定されます。

※ 釧路市、北見市の追加費用率等については、確定後別途通知します。

※ 派遣職員・継続長期組合員・職員団体専従者については、子ども・子育て拠出金(2.3‰)の負担があります。

◎標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の最高限度額

(単位:円)

短期・保健(福祉)	標準報酬月額	1,390,000
	標準期末手当等	5,730,000 (年度累計額)
厚生年金保険 退職等年金 経過的長期	標準報酬月額	620,000
	標準期末手当等	1,500,000

・任意継続組合員の掛金算定の基礎となる標準報酬月額の最高限度額 380,000円

2 平成29年度財源率等に関する事項(福祉協会)

◎福利事業に係る掛金・負担金率(共済会員)

(単位:千分率)

		共 済 会 員
掛 金 率	標準報酬月額	0.467
	標準期末手当等	
負 担 金 率	標準報酬月額	0.467
	標準期末手当等	

◎退職後の医療給付事業に係る掛金率(現職会員)

(単位:千分率)

		現 職 会 員
掛 金 率	標準報酬月額	3.55

◎標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の最高限度額

(単位:円)

福 利	標準報酬月額	1,390,000
	標準期末手当等	5,730,000 (年度累計額)
医 療	標準報酬月額	620,000